

「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」の協定を締結

平成 29 年 8 月 7 日、池田市教育委員会と大阪府警察本部との間で、「児童・生徒の健全育成」を前提に、「非行」や「いじめ」等の「問題行動」等の防止に関して、必要な情報の連絡を行うための協定を締結しました。当日 10 時 30 分より、市庁舎 5 階教育長室において、田淵教育長と大阪府警察本部生活安全部廣瀬少年課長が協定書に調印し、その後、連絡制度について意見交換をしました。今後は、必要に応じて、学校・警察間で協議を行い、具体的な対策を講ずるために必要な情報を相互に連絡し合うことができます。実際の運用にあたっては、ガイドラインを制定し、個人情報の目的外使用や、外部漏洩がないようにすること、連絡された内容に基づき、関係児童・生徒に不利な措置や対応が行われないようにすること等が確認されました。

教育長室での調印式

